

ブロフラニリド (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬登録申請（新規製剤の登録申請）及び適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと並びに海外機関から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において内閣総理大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ブロフラニリド [Broflanilide (ISO)]

(2) 分 類：農薬及び動物用医薬品

(3) 用 途：殺虫剤

メタジアミド系の殺虫剤である。昆虫のGABA受容体に作用し、クロライドイオンの神経細胞内への流入を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。

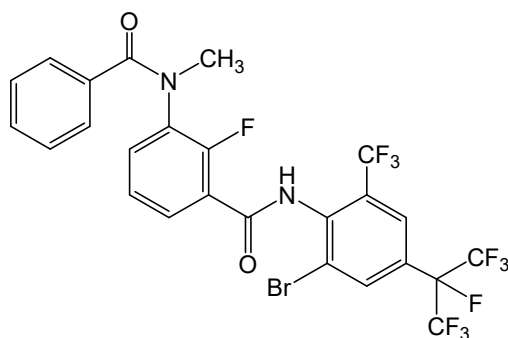
国内では、農薬として登録されており、鶏舎内のワクモ駆除の目的に、動物用医薬品として承認されている。

(4) 化学名及びCAS番号

N-[2-Bromo-4-(perfluoropropan-2-yl)-6-(trifluoromethyl)phenyl]-2-fluoro-3-(*N*-methylbenzamido)benzamide (IUPAC)

Benzamide, 3-(benzoylmethylamino)-*N*-[2-bromo-4-[1,2,2,2-tetrafluoro-1-(trifluoromethyl)ethyl]-6-(trifluoromethyl)phenyl]-2-fluoro-
(CAS : No. 1207727-04-5)

(5) 構造式及び物性



分子式	$C_{25}H_{14}BrF_{11}N_2O_2$
分子量	663.29
水溶解度	7.1×10^{-4} g/L (20℃, 純水)
	2.8×10^{-4} g/L (20℃, pH 4)
	5.1×10^{-4} g/L (20℃, pH 7)
	3.6×10^{-3} g/L (20℃, pH 10)
分配係数	$\log_{10}Pow = 5.2$ (20℃, pH 4又はpH 7)
	$= 4.4$ (20℃, pH 10)

2. 適用の範囲及び使用方法

(1) 農薬としての使用方法

本剤の国内及び海外における適用の範囲及び使用方法は、別紙1-1及び1-2のとおり。

(2) 動物用医薬品としての使用方法

製剤	対象動物及び使用方法		休薬期間
ブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	1日量としてケージの底面積1 m ² 当たり100 mg以下の量を鶏舎内に噴霧する（鶏舎内のワクモが生息する場所に0.025%希釈液をケージの底面積1 m ² 当たり400 mL噴霧する）。	7日 (卵：0日)

3. 代謝試験

(1) 植物代謝試験

植物代謝試験が、水稻、だいず、だいこん、キャベツ、トマト及び茶で実施されており、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR^{注)}以上認められた代謝物はなかった。

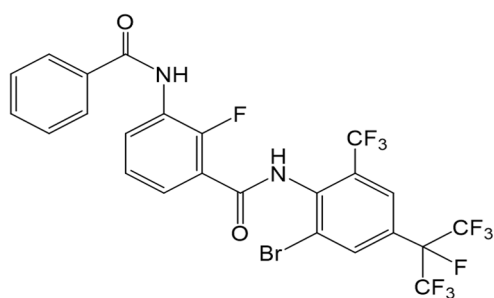
注) %TRR：総放射性残留物（TRR：Total Radioactive Residues）濃度に対する比率（%）

(2) 家畜代謝試験

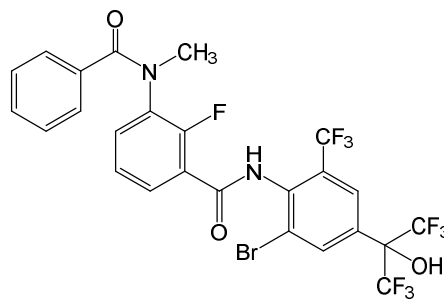
家畜代謝試験が、泌乳山羊及び産卵鶏で実施されており、筋肉、肝臓、腎臓及び卵白では、親化合物の残留が認められている。可食部で10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物B（泌乳山羊の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳並びに産卵鶏の筋肉、脂肪、肝臓、卵黄及び卵白）、代謝物E（泌乳山羊の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳並びに産卵鶏の卵白）、代謝物F（泌乳山羊の肝臓、腎臓及び乳（脱脂乳））、代謝物K（泌乳山羊の肝臓）、代謝物L（泌乳山羊の肝臓）及び代謝物M（泌乳山羊の肝臓）であった。

【代謝物略称一覧】

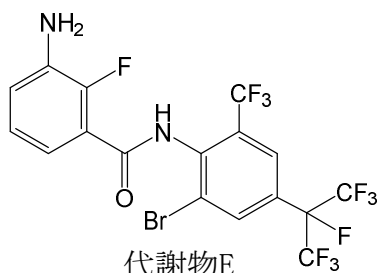
略称	JMPR評価書の略称	化学名
B	DM-8007	3-ベンズアミド- <i>N</i> -[2-ブromo-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド
C	S(PFP-OH)-8007	<i>N</i> -[2-ブromo-4-(1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロ-2-ヒドロキシプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-3-(<i>N</i> -メチルベンズアミド)ベンズアミド
E	DC-DM-8007	3-アミノ- <i>N</i> -[2-ブromo-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド
F	Hippuric acid	馬尿酸
K	DM-(C2-OH)-8007 glucuronic acid conjugate	<i>N</i> -[2-ブromo-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-3-(2-ヒドロキシベンズアミド)ベンズアミドグルクロン酸抱合体
L	DC-DM-(A4-OH)-8007 glucuronic acid conjugate	3-アミノ- <i>N</i> -[2-ブromo-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-6-ヒドロキシベンズアミドグルクロン酸抱合体
M	DC-DM-(A6-OH)-8007 glucuronic acid conjugate	3-アミノ- <i>N</i> -[2-ブromo-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロ-4-ヒドロキシベンズアミドグルクロン酸抱合体



代謝物B



代謝物C



代謝物E

注) 残留試験の分析対象、残留の規制対象及び暴露評価対象となっている代謝物について構造式を明記した。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

- ・ブロフラニリド
- ・代謝物B
- ・代謝物C

② 分析法の概要

i) ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物C

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、オクタデシルシリル化シリカゲル（C₁₈）カラム、C₁₈カラム及びグラファイトカーボン/トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル（SAX）/エチレンジアミン-*N*-プロピルシリル化シリカゲル（PSA）積層カラム、C₁₈カラム及びベンゼンスルホニルプロピルシリル化シリカゲル（SCX）カラム、又は多孔性ケイソウ土カラム及びSCXカラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。荒茶については試料を粉碎し、水で膨潤後、アセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、茶の浸出液については荒茶に100℃の水を加えて5分間放置した後、ろ過して浸出液とし、C₁₈カラム及びグラファイトカーボン/SAX/PSA積層カラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

なお、代謝物B及び代謝物Cの分析値は、それぞれ換算係数1.02及び1.00を用いてブロフラニリド濃度に換算した値として示した。

定量限界：ブロフラニリド	0.01 mg/kg
代謝物B	0.02 mg/kg（ブロフラニリド換算濃度）
代謝物C	0.01 mg/kg（ブロフラニリド換算濃度）

【海外】

① 分析対象物質

- ・ブロフラニリド

② 分析法の概要

i) ブロフラニリド

試料からアセトニトリルで抽出する。硫酸マグネシウム、塩化ナトリウム、クエン酸三ナトリウム二水和物及びクエン酸水素二ナトリウム1.5水和物を加えて振とうし、遠心分離して上澄液をLC-MS/MSで定量する。

定量限界：ブロフラニリド 0.01 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内作物残留試験結果については、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、ねぎ、にら等の試験成績を追加した。試験成績の概要を別紙2-1に示す。

海外作物残留試験結果については、ピーマンの試験成績を追加した。試験成績の概要を別紙2-2に示す。

5. 畜産物における推定残留濃度

本剤については、飼料として給与した作物を通じ家畜の筋肉等への移行が想定されることから、飼料中の残留濃度及び動物飼養試験の結果を用い、以下のとおり畜産物中の推定残留濃度を算出した。

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・ブロフラニリド
- ・代謝物B
- ・代謝物E

② 分析法の概要

i) ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E

- ・筋肉、肝臓及び腎臓

試料からアセトニトリル及びアセトニトリル・水(4:1)混液で抽出し、硫酸マグネシウム、塩化ナトリウム、クエン酸ナトリウム1.5水和物及びクエン酸ナトリウム二水和物を加えて攪拌した後、遠心分離する。上澄液に硫酸マグネシウム及びPSAを加えて攪拌した後、遠心分離し、上澄液をLC-MS/MSで定量する。

- ・脂肪

試料から*n*-ヘキサン・アセトン(4:1)混液及びアセトンで抽出し、LC-MS/MSで定量する。

- ・乳及び卵

試料からアセトニトリル及びアセトニトリル・水(4:1)混液で抽出し、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び卵

ブロフラニリド 0.01 mg/kg

代謝物B 0.01 mg/kg

代謝物E 0.01 mg/kg

乳

ブロフラニリド 0.001 mg/kg

代謝物B 0.001 mg/kg

代謝物E 0.001 mg/kg

(2) 家畜残留試験 (動物飼養試験)

① 乳牛を用いた残留試験

乳牛 (ホルスタイン種、体重492～640 kg、3頭/群及び10 ppm投与群は6頭/群) に対して、飼料中濃度として0.015、0.15、1.5及び10 ppmに相当する量のブロフラニリドを含むカプセルを43日間にわたり強制経口投与し、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳に含まれるブロフラニリド、代謝物B及び代謝物Eの濃度をLC-MS/MSで測定した。乳については、投与開始日から1、4、7、10、13、16、20、22、25、27、30、34、37及び41日に採取した乳に含まれるブロフラニリド、代謝物B及び代謝物Eの濃度をLC-MS/MSで測定した。結果は表1を参照。

表1. 乳牛の試料中の残留濃度 (mg/kg)

		0.015 ppm投与群	0.15 ppm投与群	1.5 ppm投与群	10 ppm投与群
筋肉	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.039 (最大) 0.027 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	0.049 (最大) 0.037 (平均)
脂肪	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.011 (最大) 0.011 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.016 (最大) 0.014 (平均)	0.163 (最大) 0.126 (平均)	0.806 (最大) 0.734 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	0.026 (最大) 0.024 (平均)	0.173 (最大) 0.136 (平均)	0.817 (最大) 0.745 (平均)
肝臓	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.013 (最大) 0.011 (平均)	0.080 (最大) 0.075 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	0.023 (最大) 0.021 (平均)	0.090 (最大) 0.085 (平均)

表1. 乳牛の試料中の残留濃度 (mg/kg) (つづき)

		0.015 ppm投与群	0.15 ppm投与群	1.5 ppm投与群	10 ppm投与群
腎臓	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.01 (最大) 0.01 (平均)	0.082 (最大) 0.067 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	0.02 (最大) 0.02 (平均)	0.092 (最大) 0.077 (平均)
乳 ^{注)}	ブロフラニリド	<0.001 (平均)	<0.001 (平均)	<0.001 (平均)	0.0012(平均)
	代謝物B	<0.001 (平均)	0.00156 (平均)	0.0123 (平均)	0.0858(平均)
	代謝物E	<0.001 (平均)	<0.001 (平均)	<0.001 (平均)	0.0011(平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.002 (平均)	0.00256 (平均)	0.0133 (平均)	0.0870(平均)

定量限界：筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓0.01 mg/kg、乳0.001 mg/kg

代謝物Bの濃度は、換算係数1.02を用いて、ブロフラニリド濃度に換算した値として示した。

平均の値について、組織については、全ての検体において分析値が定量限界未満の場合は、<0.01 mg/kgとし、1検体以上で定量されている場合は、定量限界未満の値を定量限界の値 (0.01 mg/kg) として算出した。乳については、全ての検体において分析値が定量限界未満の場合は、<0.001 mg/kgとし、1検体以上で定量されている場合は、定量限界未満の値を定量限界の値 (0.001 mg/kg) として算出した。

注) 投与期間中に採取した乳中の濃度を1頭ずつ別々に算出し、その平均値を求めた上で、投与開始27～41日の平均値を算出した。

上記の結果に関連して、JMPRは、肉牛及び乳牛の最大飼料由来負荷^{注1)}をともに1.3 ppm、平均的飼料由来負荷^{注2)}をともに0.26 ppmと評価している。

注1) 最大飼料由来負荷 (Maximum dietary burden)：飼料の原料に農薬が最大まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大濃度。飼料中濃度として表示される。

注2) 平均的飼料由来負荷 (Mean dietary burden)：飼料の原料に農薬が平均的に残留していると仮定した場合に (作物残留試験から得られた残留濃度の中央値を試算に用いる)、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる平均濃度。飼料中濃度として表示される。

② 産卵鶏を用いた残留試験

産卵鶏 (ISA Brown (Gold Star) 種、体重1.63～2.29 kg、12羽/群及び0.50 ppm投与群は24羽/群) に対して、飼料中濃度として0.02、0.10及び0.50 ppmに相当する量のブロフラニリドを含むゼラチンカプセルを29日間 (0.02 ppm投与群)、36日間 (0.10 ppm投与群) 及び50日間 (0.50 ppm投与群) にわたり強制経口投与し、最終投与日に採取した筋肉、脂肪及び肝臓に含まれるブロフラニリド、代謝物B及び代謝物Eの濃度をLC-MS/MSで測定した。卵については、投与開始1、4、7、10、13、16、19、22、25、

28、31、34、37、40、43、46及び49日目に採取し、卵に含まれるブロフラニリド、代謝物B及び代謝物Eの濃度をLC-MS/MSで測定した。結果は表2を参照。

表2. 産卵鶏の試料中の残留濃度 (mg/kg)

		0.02 ppm投与群	0.10 ppm投与群	0.50 ppm投与群
筋肉	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)
脂肪	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	0.0110 (最大) 0.0105 (平均)	0.0400 (最大) 0.0345 (平均)	0.1552 (最大) 0.1399 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	0.0210 (最大) 0.0205 (平均)	0.0500 (最大) 0.0445 (平均)	0.1652 (最大) 0.1499 (平均)
肝臓	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.0215 (最大) 0.0188 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	0.0315 (最大) 0.0288 (平均)
卵	ブロフラニリド	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	代謝物B	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	0.0231 (最大) 0.0186 (平均)
	代謝物E	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)	<0.01 (最大) <0.01 (平均)
	ブロフラニリド + 代謝物B	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	<0.02 (最大) <0.02 (平均)	0.0331 (最大) 0.0286 (平均)

定量限界：0.01 mg/kg

代謝物Bの濃度は、換算係数1.02を用いて、ブロフラニリド濃度に換算した値として示した。

平均の値について、全ての検体において分析値が定量限界未満の場合は、<0.01 mg/kgとし、1検体以上で定量されている場合は、定量限界未満の値を定量限界の値 (0.01 mg/kg) として算出した。

上記の結果に関連して、JMPRは、肉用鶏及び産卵鶏の最大飼料由来負荷をそれぞれ0.018及び0.33 ppm、平均的飼料由来負荷をそれぞれ0.001及び0.065 ppmと評価している。

(3) 飼料中の残留農薬濃度

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に定める飼料一般の成分規格や飼料となる作物の残留試験成績等を基に、飼料の最大給与割合等を考慮して、最大飼料由来負荷が算出されている。最大飼料由来負荷及び平均的飼料由来負荷は、乳牛においてともに0.0943 ppm、肉牛においてともに0.0491 ppm、産卵鶏においてともに0.013 ppm及び肉用鶏においてともに0.0152 ppmと示されている。

(4) 推定残留濃度

牛及び鶏について、JMPRが評価した最大及び平均的飼料由来負荷と家畜残留試験結果から、畜産物中の推定残留濃度を算出した。推定残留濃度はブロフラニリド及び代謝物Bをブロフラニリドに換算した濃度の合計濃度で示した。結果は表3-1及び3-2を参照。

表3-1. 畜産物中の推定残留濃度：牛（mg/kg）

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
牛	<0.020 (<0.020)	0.151 (0.033)	0.023 (<0.020)	0.020 (<0.020)	0.012 (0.004)

上段：最大残留濃度* 下段括弧内：平均的な残留濃度*

*：最大及び平均的な残留濃度は、ブロフラニリド及び代謝物Bを含む。

表3-2. 畜産物中の推定残留濃度：鶏（mg/kg）

	筋肉	脂肪	肝臓	卵
鶏	<0.020 (<0.020)	0.115 (0.034)	0.026 (<0.020)	0.027 (<0.020)

上段：最大残留濃度* 下段括弧内：平均的な残留濃度*

*：最大及び平均的な残留濃度は、ブロフラニリド及び代謝物Bを含む。

6. 動物用医薬品の対象動物における残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・ブロフラニリド
- ・代謝物B
- ・代謝物E

② 分析法の概要

i) ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E

筋肉、肝臓、腎臓、心臓、筋胃及び卵は、試料からアセトンで抽出する。皮膚は、試料から*n*-ヘキサン・アセトン（4：1）混液で抽出する。アセトニトリル/ヘキサン分配した後、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：ブロフラニリド 0.01 mg/kg

代謝物B	0.01 mg/kg
代謝物E	0.01 mg/kg

(2) 家畜残留試験

- ① 産卵鶏（ジュリアライト種、体重1.45～2.32 kg、6羽/時点（採材群）、15羽/群（採卵群））にブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤を単回噴霧投与（0.025%希釈液を床面積1 m²当たり400 mL）し、投与2時間並びに1、7、14、21、28及び42日後に採取した筋肉、肝臓、腎臓、心臓、筋胃及び皮膚並びに投与0、1、3、6、9、12、15、20、30及び42日後に採取した卵におけるブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度をLC-MS/MSで測定した。結果は表4-1及び4-2を参照。（承認申請資料，2020）

表4-1. 産卵鶏にブロフラニリドを単回噴霧投与後の試料中の
ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度（mg/kg）

分析対象	試料	投与後時間	投与後日数					
		2	1	7	14	21	28	42
ブロフラニリド	筋肉	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	肝臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	腎臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	心臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	筋胃	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	皮膚	<0.01～ 0.05 (6)	0.05± 0.03 (6)	0.03± 0.01 (6)	0.04± 0.01 (6)	0.03± 0.01 (6)	0.02± 0.01 (6)	<0.01～ 0.03 (6)
代謝物B	筋肉	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	肝臓	0.04± 0.02 (6)	0.09± 0.02 (6)	0.06± 0.02 (6)	0.05± 0.03 (6)	0.05± 0.01 (6)	0.03± 0.02 (6)	<0.01～ 0.01 (6)
	腎臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.01 (6)	<0.01 (6)
	心臓	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	0.02± 0.00 (6)	<0.01～ 0.03 (6)	<0.01～ 0.01 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01 (6)
	筋胃	<0.01 (6)	0.02± 0.01 (6)	0.01± 0.00 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01 (6)
	皮膚	<0.01～ 0.02 (6)	0.09± 0.02 (6)	0.28± 0.05 (6)	0.22± 0.04 (6)	0.19± 0.04 (6)	0.13± 0.05 (6)	0.06± 0.01 (6)
代謝物E	筋肉	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	肝臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	腎臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	心臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	筋胃	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	皮膚	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)

数値は分析値、分析値の範囲又は平均値±標準偏差（SD）を示し、括弧内は検体数を示す。

なお、全ての検体において分析値が定量されている場合にのみ、平均値±SDを算出した。

定量限界：0.01 mg/kg

表4-2. 産卵鶏にブロフラニリドを単回噴霧投与後の卵中の
ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度 (mg/kg)

分析対象	投与後日数									
	0	1	3	6	9	12	15	20	30	42
ブロフラニリド	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)
代謝物B	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01～ 0.02 (10)	0.03± 0.02 (10)	0.04± 0.01 (10)	0.04± 0.01 (10)	0.04± 0.01 (10)	0.04± 0.01 (10)	0.02± 0.01 (10)	<0.01～ 0.02 (10)
代謝物E	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)

数値は分析値、分析値の範囲又は平均値±SDを示し、括弧内は検体数を示す。

なお、全ての検体において分析値が定量されている場合にのみ、平均値±SDを算出した。

各時点において15羽から10個の卵を採取し、検体とした。

- ② 産卵鶏（ジュリア種、体重1.36～1.95 kg、6羽/時点（採材群）、15羽/群（採卵群））にブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤を単回噴霧投与（0.025%希釈液を床面積1 m²当たり400 mL）し、投与2時間並びに1、7、14、21、28及び42日後に採取した筋肉、肝臓、腎臓、心臓、筋胃及び皮膚並びに投与0、1、3、6、9、12、15、20、30及び42日後に採取した卵におけるブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度をLC-MS/MSで測定した。結果は表5-1及び5-2を参照。（承認申請資料，2020）

表5-1. 産卵鶏にブロフラニリドを単回噴霧投与後の試料中の
ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度 (mg/kg)

分析対象	試料	投与後時間	投与後日数					
		2	1	7	14	21	28	42
ブロフラニリド	筋肉	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	肝臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	腎臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	心臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	筋胃	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	皮膚	<0.01～ 0.03 (6)	0.03± 0.01 (6)	0.02± 0.01 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.04 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.01 (6)
代謝物B	筋肉	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	肝臓	0.03± 0.01 (6)	0.06± 0.02 (6)	0.06± 0.03 (6)	0.02± 0.01 (6)	<0.01～ 0.03 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.02 (6)
	腎臓	<0.01 (6)	0.02± 0.01 (6)	0.02± 0.01 (6)	<0.01～ 0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	心臓	<0.01 (6)	<0.01～ 0.03 (6)	<0.01～ 0.02 (6)	<0.01～ 0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	筋胃	<0.01 (6)	<0.01～ 0.01 (6)	<0.01～ 0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	皮膚	<0.01 (6)	0.15± 0.09 (6)	0.26± 0.08 (6)	0.15± 0.01 (6)	0.10± 0.02 (6)	0.11± 0.03 (6)	0.07± 0.02 (6)

表5-1. 産卵鶏にブロフラニリドを単回噴霧投与後の試料中の
ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度 (mg/kg) (つづき)

分析対象	試料	投与後時間	投与後日数					
		2	1	7	14	21	28	42
代謝物E	筋肉	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	肝臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	腎臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	心臓	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	筋胃	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)
	皮膚	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)	<0.01 (6)

数値は分析値、分析値の範囲又は平均値±SDを示し、括弧内は検体数を示す。

なお、全ての検体において分析値が定量されている場合にのみ、平均値±SDを算出した。

定量限界：0.01 mg/kg

表5-2. 産卵鶏にブロフラニリドを単回噴霧投与後の卵中の
ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物E濃度 (mg/kg)

分析対象	投与後日数									
	0	1	3	6	9	12	15	20	30	42
ブロフラニリド	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)
代謝物B	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01～0.02 (10)	0.04±0.01 (10)	0.03±0.01 (10)	0.03±0.01 (10)	0.03±0.01 (10)	0.02±0.01 (10)	0.02±0.00 (10)	<0.01～0.02 (10)
代謝物E	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)	<0.01 (10)

数値は分析値、分析値の範囲又は平均値±SDを示し、括弧内は検体数を示す。

なお、全ての検体において分析値が定量されている場合にのみ、平均値±SDを算出した。

各時点において15羽から10個の卵を採取し、検体とした。

定量限界：0.01 mg/kg

表4-1～5-2の残留試験結果から、筋肉、腎臓、心臓及び筋胃については、投与7日後における、卵については、投与開始後の各時点におけるブロフラニリド及び代謝物Bの合計濃度の平均値+3SD^{注1)}を算出した。また、肝臓及び皮膚について、統計学的解析^{注2)}により投与7日後におけるブロフラニリド及び代謝物Bの合計濃度の最大許容濃度の上限（95%信頼区間、99%ile値）を算出した。結果は表6及び7を参照。

注1) ブロフラニリド及び代謝物Bの合計濃度を自然対数変換して平均値+3SDの値を求め、その値を逆対数変換して真数を算出した。

注2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱について」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）に基づき、残留試験結果から、直線回帰分析を用いて最大許容濃度の上限を算出した。

表6. 産卵鶏におけるブロフラニリド及び代謝物Bの合計濃度の推定値

残留 試験	試料 ^{注1)}	ブロフラニリド及び代謝物B の合計濃度 (mg/kg) ^{注2)}	平均値 (mg/kg)	SD (mg/kg)	平均値+3SD (mg/kg)	平均値+3SD (mg/kg)
			対数変換値			真数
表4-1	筋肉	<0.02 (6)	—	—	—	—
	腎臓	<0.02 (4), 0.02, 0.03	-3.844	0.166	-3.348	0.035
	心臓	0.03 (5), 0.04	-3.454	0.128	-3.072	0.046
	筋胃	0.02 (5), 0.03	-3.844	0.166	-3.348	0.035
表4-2	卵	0.03~0.082 (10)	-3.153	0.316	-2.205	0.110
表5-1	筋肉	<0.02 (6)	—	—	—	—
	腎臓	0.02 (3), 0.03 (3)	-3.709	0.222	-3.043	0.048
	心臓	<0.02 (2), 0.02, 0.03 (3)	-3.709	0.222	-3.043	0.048
	筋胃	<0.02 (5), 0.02	—	—	—	—
表5-2	卵	0.02~0.071 (10)	-3.270	0.404	-2.059	0.128

—：算出せず

注1) 組織については、投与7日後の残留試験結果から推定値を算出した。

卵については、投与後の各時点について推定値を算出し、そのうち最も高い値を基準値設定の根拠とした（表4-2：投与6日後、表5-2：投与15日後）。

注2) 代謝物Bの濃度は、換算係数1.02を用いてブロフラニリドの濃度に換算した値を用いた。

分析値が定量限界未満の場合は、ブロフラニリドについては定量限界の値（0.01 mg/kg）を、代謝物Bについては定量限界の値（0.01 mg/kg）に換算係数1.02を用いてブロフラニリドの濃度に換算した値（0.0102 mg/kg）を用いた。

表7. 産卵鶏におけるブロフラニリド及び代謝物Bの合計濃度の最大許容濃度の上限（mg/kg）

	表4-1	表5-1
肝臓	0.27 (0.066)	0.18 (0.041)
皮膚	0.76 (0.35)	0.55 (0.27)

注) 括弧内は平均的な残留濃度を示す。

7. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたブロフラニリドに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

（1）ADI

ADI：0.017 mg/kg体重/日

（ADI設定根拠資料）慢性毒性/発がん性併合試験のうち慢性毒性群

（動物種） ラット

（期間） 1年間

（投与方法） 混餌

（無毒性量） 1.7 mg/kg体重/日

（安全係数） 100

ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫、雌で子宮内膜腺癌及び卵巣の生殖索間質由来腫瘍（黄体腫、莢膜細胞腫、顆粒膜細胞腫及び生殖索間葉腫瘍）の合計の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

（2）ARfD 設定の必要なし

ブロフラニリドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

8. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価が行われ、2022年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価がなされている。国際基準は、穀類、畜産物等に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においては、とうもろこし等に、カナダにおいてはばれいしょ、とうもろこし等に、豪州においてはブロッコリー、キャベツ等に基準値が設定されている。

また、JECFAにおける毒性評価はなされていない。

9. 残留規制

（1）残留の規制対象

農産物及びはちみつにあっては、ブロフラニリドとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物Bとする。

農産物について、主な残留物は親化合物であるブロフラニリドであり、作物残留試験において代謝物B及び代謝物Cの分析が行われているが、これらの残留濃度はブロフラニリドと比較して十分に低く、植物代謝試験の可食部においていずれも10%TRR以上認められなかったことから、残留の規制対象はブロフラニリドのみとする。

畜産物について、家畜代謝試験においては、いくつかの代謝物が可食部で10%TRR以上認められたが、主要な残留物は代謝物B及び代謝物Eであった。家畜残留試験においてブロフラニリド、代謝物B及び代謝物Eを測定したところ、飼料由来負荷相当で代謝物Eは定量限界未満であり、すべての組織及び乳で代謝物Bの残留が認められたことから、畜産物の規制対象には代謝物Eを含めず、規制対象をブロフラニリド及び代謝物Bとする。

なお、JMPRの評価では規制対象を、農産物にあってはブロフラニリドとし、畜産物にあってはブロフラニリド及び代謝物Bとしている。

（2）基準値案

別紙3のとおりである。

10. 暴露評価

(1) 暴露評価対象

農産物にあつては、ブロフラニリドとし、畜産物にあつては、ブロフラニリド及び代謝物Bとする。

農産物について、植物代謝試験において、可食部で10%TRR以上認められた代謝物はなかった。また、作物残留試験においては、代謝物B及び代謝物Cの分析が行われているが、これらの代謝物の残留濃度は、一部の作物を除き、ほぼ定量限界未満であるため、暴露評価対象には含めず、暴露評価対象はブロフラニリドのみとする。

畜産物については、家畜代謝試験において、主な残留物である代謝物B及び代謝物E以外に可食部で10%TRR以上認められた代謝物として、代謝物F、代謝物K、代謝物L及び代謝物Mがあったが、代謝物K、代謝物L及び代謝物Mについては、肝臓でのみ認められ、筋肉、脂肪及び乳では認められなかった。これらの代謝物の残留濃度は、最大飼料由来負荷相当では、代謝物L及び代謝物Mが牛の肝臓でともに0.02 mg/kg程度であり、代謝物Kは定量限界未満であると推定された。また、家畜残留試験において、ブロフラニリド、代謝物B及び代謝物Eを測定したところ、代謝物Bの残留濃度は、ブロフラニリドの残留濃度より高かったが、代謝物Eはすべての組織、乳及び卵で定量限界未満であった。さらに、泌乳山羊の代謝試験において、代謝物Fは肝臓、腎臓及び脱脂乳で10%TRR以上認められたが、最大飼料由来負荷相当では0.01 mg/kg未満であると推定された。以上のことから、畜産物の暴露評価対象には代謝物E、代謝物F、代謝物K、代謝物L及び代謝物Mを含めず、暴露評価対象をブロフラニリド及び代謝物Bとする。

JMPRの暴露評価対象は、農産物にあつてはブロフラニリドとし、畜産物にあつてはブロフラニリド及び代謝物Bとしている。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をブロフラニリド（親化合物のみ）とし、畜産物中の暴露評価対象物質については、ブロフラニリド及び代謝物Bとしている。

(2) 暴露評価結果

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	EDI／ADI (%) ^{注)}
国民全体（1歳以上）	20.5
幼小児（1～6歳）	33.8
妊婦	20.6
高齢者（65歳以上）	24.7

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

プロフアニリドの適用の範囲及び使用方法（国内）

2025年8月31日時点版

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	散布液量 (目安)	使用回数	プロフアニリドを含む農薬の総使用回数
未成熟とうもろこし	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
だいず	5.0% SC	無人航空機による散布	16～32倍	収穫前日まで	0.8～1.6 L/10 a	3回以内	3回以内
		散布	2000～4000倍		100～300 L/10 a		
あずき	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
いんげんまめ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
えんどうまめ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
そらまめ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
豆類 (種実、ただし、だいず、あずき、いんげんまめ、えんどうまめ、そらまめを除く)	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
さといも	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
かんしょ	5.0% SC	無人航空機による散布	16～32倍	収穫前日まで	0.8～1.6 L/10 a	3回以内	3回以内
		散布	2000～4000倍		100～300 L/10 a		
てんさい	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫7日前まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
だいこん	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
かぶ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
はくさい	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
キャベツ	20.0% SC	散布	8000～16000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a		
結球あぶらな科葉菜類 (キャベツ、はくさいを除く)	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
はなやさい類	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
非結球あぶらな科葉菜類	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
しゅんぎく	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
レタス類	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
鱗茎類（根物、ただし、葉たまねぎ、薬にんにく、のびるを除く）	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
ねぎ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
にら	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
アスパラガス	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～800 L/10 a	3回以内	3回以内
ほうれんそう	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
しょうが	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内

プロフアニリドの適用の範囲及び使用方法（国内）

2025年8月31日時点版

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	散布液量 (目安)	使用回数	プロフアニリドを含む農薬の総使用回数
未成熟そらめ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
さやえんどう	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
えだまめ	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
		無人航空機による散布	16～32倍		0.8～1.6 L/10 a		
豆類 (未成熟、ただし、 えだまめ、 未成熟そらめ、 さやえんどうを除く)	5.0% SC	散布	2000～4000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	3回以内	3回以内
かんきつ	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	200～700 L/10 a	3回以内	3回以内
おうとう	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	200～700 L/10 a	3回以内	3回以内
ぶどう	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	200～700 L/10 a	3回以内	3回以内
かき	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	200～700 L/10 a	3回以内	3回以内
マコノ	10.0% EC	散布	5000～8000倍	収穫前日まで	200～700 L/10 a	2回以内	2回以内
茶	10.0% EC	散布	4000倍	摘採7日前まで	200～400 L/10 a	1回	1回

SC：フロアブル

EC：乳剤

今回基準値設定依頼のあった適用の範囲及び使用方法を網掛けで示した。

ブロフラニリドの適用の範囲及び使用方法（韓国）

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	使用回数
ピーマン	5% EC	散布	2000倍	収穫3日前まで	3回以内

EC：乳剤

今回基準値設定依頼のあった適用の範囲及び使用方法を網掛けで示した。

プロフラニリドの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【プロフラニリド/代謝物B/代謝物C】	設定の根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
未成熟とうもろこし	3	5.0% SC	2000倍散布 189, 190, 194 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01	◎
だいず (乾燥子実)	6	5.0% SC	2000倍散布 180~200 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01 圃場D:0.05/<0.02/<0.01 圃場E:0.02/<0.02/<0.01 圃場F:0.01/<0.02/<0.01	◎
あずき (乾燥子実)	3	5.0% SC	2000倍散布 293, 298, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.02/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:0.01/<0.02/<0.01	
えんどうまめ	3	5.0% SC	2000倍散布 296, 299, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01	
未成熟そらめ	3	5.0% SC	2000倍散布 296, 300, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01	
さといも	3	5.0% SC	2000倍散布 179, 179, 182 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01	
かんしょ (塊根)	6	5.0% SC	2000倍散布 200~250 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01 圃場D:<0.01/<0.02/<0.01 圃場E:<0.01/<0.02/<0.01 圃場F:<0.01/<0.02/<0.01	
てんさい	3	5.0% SC	2000倍散布 200 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01	◎
だいこん (根部)	6	5.0% SC	2000倍散布 192~256 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.02/<0.01 圃場B:<0.01/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01 圃場D:<0.01/<0.02/<0.01 圃場E:<0.01/<0.02/<0.01 圃場F:<0.01/<0.02/<0.01	
だいこん (葉部)	6	5.0% SC	2000倍散布 192~256 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:1.53/<0.02/<0.01 圃場B:3.46/<0.02/<0.01 圃場C:3.94/*0.02/<0.01 (*3回, 7日) 圃場D:*0.80/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場E:1.92/<0.02/<0.01 圃場F:4.40/<0.02/<0.01	◎
だいこん (つみみ菜)	2	5.0% SC	2000倍散布 50 L/10 a	1	1, 3, 7 3, 5, 9	圃場A:*3.26/*<0.02/*<0.01 (*1回, 1日) (#) 圃場B:*2.54/*<0.02/*<0.01 (*1回, 3日) (#)	
だいこん (間引き菜)	3	5.0% SC	2000倍散布 50 L/10 a	2	1, 3, 7 3, 5, 9 7, 9, 11	圃場A:*1.33/*<0.02/*<0.01 (*2回, 1日) (#) 圃場B:*1.24/*<0.02/*<0.01 (*2回, 3日) (#) 圃場C:*0.74/*<0.02/*<0.01 (*2回, 7日) (#)	
かぶ (根部)	3	5.0% SC	2000倍散布 242, 188, 200 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.01/<0.02/<0.01 圃場B:0.02/<0.02/<0.01 圃場C:<0.01/<0.02/<0.01	◎
かぶ (葉部)	3	5.0% SC	2000倍散布 242, 188, 200 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:2.58/<0.02/<0.01 圃場B:1.95/<0.02/<0.01 圃場C:1.42/<0.02/<0.01	◎
はくさい (茎葉)	6	5.0% SC	2000倍散布 190~295 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.06/<0.02/<0.01 圃場B:*0.12/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場C:0.38/<0.02/<0.01 圃場D:0.07/<0.02/<0.01 圃場E:0.48/<0.02/<0.01 圃場F:0.06/<0.02/<0.01	◎
キャベツ (葉球)	6	5.0% SC	2000倍散布 208~293 L/10 a	3	1, 3, 7 1, 3, 7, 14	圃場A:0.13/<0.02/<0.01 圃場B:*0.17/<0.02/<0.01 (*3回, 7日) 圃場C:*0.18/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場D:0.04/<0.02/<0.01 圃場E:0.19/<0.02/<0.01 圃場F:0.08/<0.02/<0.01	
こまつな (茎葉)	3	5.0% SC	2000倍散布 254, 220, 163~ 175 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:*1.20/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場B:2.28/<0.02/<0.01 圃場C:1.70/<0.02/<0.01	◎
ブロッコリー (花蕾)	3	5.0% SC	2000倍散布 242, 286, 244 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.33/<0.02/<0.01 圃場B:0.36/<0.02/<0.01 圃場C:0.73/<0.02/<0.01	◎
たかな (茎葉)	2	5.0% SC	2000倍散布 179, 161~182 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:1.26/<0.02/<0.01 圃場B:3.61/<0.02/<0.01	◎
みずな (茎葉)	2	5.0% SC	2000倍散布 200, 167~189 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:2.30/<0.02/<0.01 圃場B:*2.06/<0.02/<0.01 (*3回, 3日)	◎

プロフラニリドの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【プロフラニリド/代謝物B/代謝物C】	設定の根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
しゅんぎく (茎葉)	3	5.0% SC	2000倍散布 293, 298, 300 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 3.52/<0.02/<0.01 圃場B: 3.78/<0.02/<0.01 圃場C: 6.66/<0.02/<0.01	◎
結球レタス (茎葉)	6	5.0% SC	2000倍散布 178~282 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: *0.52/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場B: *0.15/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場C: 0.72/<0.02/<0.01 圃場D: *0.48/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場E: *0.05/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場F: 1.28/<0.02/<0.01	
サラダ菜 (茎葉)	2	5.0% SC	2000倍散布 198, 179 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 6.07/<0.02/<0.01 圃場B: 3.22/<0.02/<0.01	◎
リーフレタス (茎葉)	2	5.0% SC	2000倍散布 166.67, 198 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 1.54/<0.02/<0.01 圃場B: 2.80/<0.02/<0.01	
たまねぎ (鱗茎)	6	10.0% EC	5000倍散布 296~300 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: <0.01/<0.02/<0.01 圃場B: 0.01/<0.02/<0.01 圃場C: <0.01/<0.02/<0.01 圃場D: <0.01/<0.02/<0.01 圃場E: <0.01/<0.02/<0.01 圃場F: <0.01/<0.02/<0.01	◎
にんにく (鱗茎)	2	10.0% EC	5000倍散布 296, 299 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: <0.01/<0.02/<0.01 圃場B: <0.01/<0.02/<0.01	◎
ねぎ (茎葉)	6	5.0% SC	2000倍散布 163~293 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.20/<0.02/<0.01 圃場B: *0.38/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場C: *0.46/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場D: 0.22/<0.02/<0.01 圃場E: 0.10/<0.02/<0.01 圃場F: 1.32/0.02/<0.01	◎
根深ねぎ (茎葉)	1	10.0% EC	4000倍散布 160 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.10/<0.02/<0.01	
葉ねぎ (茎葉)	2	10.0% EC	4000倍散布 180, 181 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.08/<0.02/<0.01 圃場B: 0.25/<0.02/<0.01	
にら	3	10.0% EC	5000倍散布 194, 200, 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.72/<0.02/<0.01 圃場B: *1.14/<0.02/<0.01 (*2回, 3日) 圃場C: 1.30/*0.02/*0.04 (*2回, 7日、**2回, 3日)	◎
アスパラガス	2	5.0% SC	2000倍散布 800 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.14/<0.02/<0.01 圃場B: 0.25/<0.02/<0.01	◎
ほうれんそう (茎葉)	6	5.0% SC	2000倍散布 292~300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 3.41/<0.02/<0.01 圃場B: *8.01/<0.02/0.02 (*3回, 3日) 圃場C: 6.30/0.02/*0.03 (*3回, 3日) 圃場D: 3.67/0.02/0.02 圃場E: 3.00/<0.02/<0.01 圃場F: 5.04/0.02/0.02	◎
しょうが (根茎)	3	5.0% SC	2000倍散布 292, 296, 300 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: <0.01/<0.02/<0.01 圃場B: <0.01/<0.02/<0.01 圃場C: <0.01/<0.02/<0.01	
さやえんどう (さや)	2	5.0% SC	2000倍散布 284, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.26/<0.02/<0.01 圃場B: 0.50/<0.02/<0.01	◎
さやいんげん (さや)	3	5.0% SC	2000倍散布 168, 170, 172 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.19/<0.02/<0.01 圃場B: 0.07/<0.02/<0.01 圃場C: 0.24/<0.02/<0.01	◎
えだまめ (さや)	3	5.0% SC	2000倍散布 193, 163, 154 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.11/<0.02/<0.01 圃場B: 0.27/<0.02/<0.01 圃場C: 0.34/<0.02/<0.01	◎
温州みかん (果肉)	3	10.0% EC	4000倍散布 650, 667, 700 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: <0.01/<0.02/<0.01 圃場B: <0.01/<0.02/<0.01 圃場C: <0.01/<0.02/<0.01	
	3		5000倍散布 650, 667, 700 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: <0.01/<0.02/<0.01 圃場B: <0.01/<0.02/<0.01 圃場C: <0.01/<0.02/<0.01	
温州みかん (果皮)	3	10.0% EC	4000倍散布 650, 667, 700 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 2.08/0.02/0.04 圃場B: 0.88/*0.02/<0.01 (*3回, 7日) 圃場C: *2.96/*0.03/*0.04 (*3回, 3日、**3回, 7日)	◎
	3		5000倍散布 650, 667, 700 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: *1.78/*0.02/*0.01 (*3回, 3日、**3回, 7日) 圃場B: 0.76/<0.02/0.02 圃場C: 2.76/*0.03/0.02 (*3回, 3日)	
温州みかん (果実)	3	10.0% EC	4000倍散布 650, 667, 700 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.47/-/-注2) 圃場B: 0.16/-/-注2) 圃場C: *0.69/-/-注2) (*3回, 3日)	◎
	3		5000倍散布 650, 667, 700 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: *0.33/-/-注2) (*3回, 3日) 圃場B: 0.15/-/-注2) 圃場C: 0.56/-/-注2)	
かぼす (果実)	1	10.0% EC	5000倍散布 689 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.03/<0.02/<0.01	◎
すだち (果実)	1	10.0% EC	5000倍散布 667 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.03/<0.02/<0.01	
ゆず (果実)	1	10.0% EC	5000倍散布 667 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.14/<0.02/<0.01	
おうとう (果実)	2	10.0% EC	4000倍散布 433, 487 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: *0.28/*0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場B: 0.45/<0.02/<0.01	◎

プロフラニリドの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【プロフナリド/代謝物B/代謝物C】	設定の根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
ぶどう (果実)	3	10.0% EC	4000倍散布 656, 672, 680 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: *0.76/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場B: *0.96/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場C: *1.30/<0.02/<0.01 (*3回, 3日)	◎
かき (果実)	3	10.0% EC	4000倍散布 672, 680, 688 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A: 0.04/<0.02/<0.01 圃場B: *0.14/<0.02/<0.01 (*3回, 3日) 圃場C: *0.12/<0.02/<0.01 (*3回, 3日)	◎
	3		5000倍散布 672, 680, 688 L/10 a		1, 3, 7	圃場A: 0.10/<0.02/<0.01 圃場B: 0.12/<0.02/<0.01 圃場C: *0.06/<0.02/<0.01 (*3回, 3日)	
マンゴー (果実)	2	10.0% EC	5000倍散布 679, 694 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.05/<0.02/<0.01 圃場B: 0.08/<0.02/<0.01	◎
茶 (荒茶)	6	10.0% EC	4000倍散布 306~400 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: 16.4/0.22/0.07 圃場B: 0.67/0.02/*0.02 (*1回, 14日) 圃場C: 6.56/0.15/0.08 圃場D: 4.46/0.07/0.04 圃場E: 7.37/0.10/0.12 圃場F: 5.39/0.08/0.05	○
茶 (浸出液)	6	10.0% EC	4000倍散布 306~400 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: 0.36/<0.02/<0.01 圃場B: 0.02/<0.02/<0.01 圃場C: 0.171/-/-注3) 圃場D: 0.116/-/-注3) 圃場E: 0.192/-/-注3) 圃場F: 0.140/-/-注3)	△

SC:フロアブル

EC:乳剤

- : 分析せず

今回、新たに提出された作物残留試験成績を網掛けで示した。

基準値の設定の根拠に○、暴露評価に使用されているものに△、基準値の設定根拠及び暴露評価にも使用されているものに◎で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物B及び代謝物Cの残留濃度は、プロフラニリド濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) 果肉及び果皮の重量比から果実全体の残留濃度を算出した。

注3) 茶(浸出液) については、浸出液のデータが2例のみのため、2例の浸出率の平均値 (0.026) を、浸出液を分析していない荒茶4例に乗じて浸出液の残留濃度を算出した。

ブロフラニリドの作物残留試験一覧表（韓国）

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注)	設定の 根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
ピーマン	3	5% EC	2000倍散布 297, 299, 301 L/10 a	3	0, 1, 3, 5, 7, 14	圃場A : 0.13	◎
						圃場B : 0.10	
						圃場C : 0.13	

EC：乳剤

適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績を網掛けで示した。

基準値の設定根拠及び暴露評価にも使用されているものに◎で示した。

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.001	0.01	○	0.001		<0.01, <0.01, <0.01(未成熟とうもろこし)
大麦	0.001			0.001		
ライ麦	0.001			0.001		
とうもろこし	0.01			0.001		
そば	0.001			0.001		
その他の穀類	0.001			0.001		
大豆	0.07	0.07	○			<0.01～0.05 (n=6) (だいず)、<0.01, 0.01, 0.02(あずき)、 <0.01, <0.01, 0.01(えんどうまめ)
小豆類	0.07	0.07	○			(大豆参照)
えんどう	0.07	0.07	○			(大豆参照)
そら豆	0.07	0.07	○			(大豆参照)
らっかせい	0.07	0.07	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.07	0.07	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.04	0.04	○	0.04		
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.04	0.04		0.04		
かんしょ	0.04	0.04		0.04		
やまいも (長いもをいう。)	0.04	0.04		0.04		
こんにゃくいも	0.04	0.04		0.04		
その他のいも類	0.04	0.04		0.04		
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01, <0.01, <0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01	○	0.01	2 2	0.80～4.40 (n=6) <0.01, 0.01, 0.02 1.42, 1.95, 2.58
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	9	9	○			
かぶ類の根	0.04	0.04	○			
かぶ類の葉	6	6	○			
はくさい	2	2	○			
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	0.7		申			
ケール	10	10	○			
こまつな	6	6	○			
きょうな	5	5	○			
チンゲンサイ	10	10	○			
カリフラワー	1	2	○			
ブロッコリー	1	2	○			
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			
チコリ	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
エンダイブ	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
しゅんぎく	15		申			3.52, 3.78, 6.66
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	○			3.22, 6.07(サラダ菜)、1.54(リーフレタス)
その他のきく科野菜	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
たまねぎ	0.01	3	申			<0.01～0.01 (n=6)
ねぎ (リーキを含む。)	2		○			0.10～1.32 (n=6) (ねぎ)、0.10(根深ねぎ)、0.08, 0.25(葉ねぎ)
にんにく	0.05		申			<0.01, <0.01(¥)
にら	4		申			0.72, 1.14, 1.30
アスパラガス	0.7		○			0.14, 0.25(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.7	申			(にんにく参照)
ピーマン	0.4		IT			【0.10, 0.13, 0.13(韓国)】
その他のうり科野菜	0.04	0.04		0.04		
ほうれんそう	15	0.04	申	0.04		3.00～8.01 (n=6)
しょうが	0.04		申			
未成熟えんどう	1		○			
未成熟いんげん	0.6		○			
えだまめ	0.8		○			
その他の野菜	1	1	○	0.04		(未成熟えんどう参照)
みかん (外果皮を含む。)	1		申			0.15～0.69 (n=6) (みかん (外果皮を含む。)参照) 0.03(かぼす)、0.03(すだち)、0.14(ゆず) (みかん (外果皮を含む。)参照) (みかん (外果皮を含む。)参照) (みかん (外果皮を含む。)参照) (みかん (外果皮を含む。)参照) (みかん (外果皮を含む。)参照)
なつみかんの果実全体	1		申			
レモン	0.4		申			
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1		申			
グレープフルーツ	1		申			
ライム	0.4		申			
その他のかんきつ類果実	1		申			
おうとう (チェリーを含む。)	1		申			0.28, 0.45(¥)
ぶどう	3		申			
かき	0.3		申			
マンゴー	0.3		申			0.05, 0.08(¥)
その他のオイルシード (オオバコの種子、チアの種子 (チアシード) 及びプランタゴ・オバタの種子に限る。)	0.001			0.001		
茶	30	0.01	申	0.01		0.67～16.4 (n=6) (荒茶)
コーヒー豆	0.01					
その他のスパイス	6		申			0.76～2.96 (n=6) (みかんの果皮)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のハーブ	10	10	○			(ケール参照)
牛の筋肉	0.2	0.2		0.15		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.15		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.15		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.15		
牛の肝臓	0.03	0.03		0.03		
豚の肝臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03		0.03		
牛の腎臓	0.03	0.03		0.03		
豚の腎臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03		0.03		
牛の食用部分	0.03	0.03		0.03		
豚の食用部分	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03		0.03		
乳	0.02	0.02		0.015		
鶏の筋肉	0.02	0.02	○	0.02		<0.02 (n=6) (投与7日後)
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.8	0.8	○	0.15		推 : 0.76 (皮膚) (投与7日後) (統計学的解析)
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2		0.15		
鶏の肝臓	0.3	0.3	○	0.03		推 : 0.27 (投与7日後) (統計学的解析)
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の腎臓	0.05	0.05	○	0.03		推 : 0.048 (投与7日後)
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の食用部分	0.05	0.05	○	0.03		推 : 0.046 (心臓) (投与7日後)
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03		0.03		
鶏の卵	0.1	0.1	○	0.03		推 : 0.128 (投与15日後)
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.03		
はちみつ	0.05	0.05				※1
とうもろこし粉				0.002		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(Y):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの。ただし、提出された作物残留試験結果と参照国の基準値に乖離があり、参照国の基準値が作物残留試験結果から計算される基準値より高い場合については、作物残留試験成績を基に基準値を設定した。

推:推定される残留濃度

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「とうもろこし粉」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRIはとうもろこし粉の加工係数を2.10と算出している。

ブロフラニリドの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
小麦	0.001	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0
大麦	0.001	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0
ライ麦	0.001	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0
とうもろこし	0.01	0.01	0.0	0.1	0.1	0.0
そば	0.001	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の穀類	0.001	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.07	0.01	0.4	0.2	0.3	0.5
小豆類	0.07	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
えんどう	0.07	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
そら豆	0.07	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
らっかせい	0.07	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の豆類	0.07	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
ばれいしょ	0.04	0.002	0.1	0.1	0.1	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
かんしょ	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
やまいも (長いものをいう。)	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
こんにゃくいも	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のいも類	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
てんさい	0.01	0.01	0.3	0.3	0.4	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	0.3	0.1	0.2	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	9	2.69	4.6	1.6	8.3	7.5
かぶ類の根	0.04	0.01	0.0	0.0	0.0	0.1
かぶ類の葉	6	1.95	0.6	0.2	0.2	1.2
はくさい	2	0.19	3.4	1.0	3.2	4.1
キャベツ	2	0.19	4.6	2.2	3.6	4.5
芽キャベツ	0.7	0.125	0.0	0.0	0.0	0.0
ケール	10	2.435	0.5	0.2	0.2	0.5
こまつな	6	1.7	8.5	3.1	10.9	10.9
きょうな	5	2.18	4.8	0.9	3.1	5.9
チンゲンサイ	10	2.435	4.4	1.7	4.4	4.6
カリフラワー	1	0.36	0.2	0.1	0.0	0.2
ブロッコリー	1	0.36	1.9	1.2	2.0	2.1
その他のあぶらな科野菜	10	2.435	8.3	1.5	1.9	11.7
チコリ	15	3.220	0.3	0.3	0.3	0.3
エンダイブ	15	3.22	0.3	0.3	0.3	0.3
しゅんぎく	15	3.78	5.7	1.1	9.8	9.5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	3.22	30.9	14.2	36.7	29.6
その他のさく科野菜	15	3.22	4.8	0.3	1.9	8.4
たまねぎ	0.01	0.01	0.3	0.2	0.4	0.3
ねぎ (リーキを含む。)	2	0.22	2.1	0.8	1.5	2.4
にんにく	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
にら	4	1.14	2.3	1.0	2.1	2.4
アスパラガス	0.7	0.195	0.3	0.1	0.2	0.5
その他のゆり科野菜	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
ピーマン	0.4	0.13	0.6	0.3	1.0	0.6
その他のうり科野菜	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
ほうれんそう	15	4.355	55.7	25.7	61.8	75.8
しょうが	0.04	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
未成熟えんどう	1	0.38	0.6	0.2	0.1	0.9
未成熟いんげん	0.6	0.19	0.5	0.2	0.0	0.6
えだまめ	0.8	0.27	0.5	0.3	0.2	0.7
その他の野菜	1	0.38	5.1	2.4	3.8	5.4
みかん (外果皮を含む。)	1	0.4	7.1	6.6	0.2	10.5
なつみかんの果実全体	1	0.4	0.5	0.3	1.9	0.8
レモン	0.4	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	0.4	2.8	5.8	5.0	1.7
グレープフルーツ	1	0.4	1.7	0.9	3.6	1.4
ライム	0.4	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のかんきつ類果実	1	0.4	2.4	1.1	1.0	3.8
おうとう (チェリーを含む。)	1	0.365	0.1	0.3	0.0	0.1
ぶどう	3	0.96	8.4	7.9	19.4	8.6
かき	0.3	0.11	1.1	0.2	0.4	2.0
マンゴー	0.3	0.065	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のオイルシード (オオバコの種子、チアの種子 (チアシード) 及びプランタゴ・オバタの種子に限る。)	0.001	0.000	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	30	0.155	1.0	0.2	0.6	1.5

ブロフラニリドの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
コーヒー豆	0.01	0.002	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のスパイス	6	1.93	0.2	0.2	0.2	0.4
その他のハーブ	10	2.435	2.2	0.7	0.2	3.4
牛の筋肉及び脂肪	0.2	0.033	0.5	0.3	0.7	0.3
牛の肝臓	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.03	0.02	0.0	0.0	0.1	0.0
豚の筋肉及び脂肪	0.2	0.033	1.4	1.1	1.4	1.0
豚の肝臓	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の肉類	0.2	0.033	0.0	0.0	0.0	0.0
乳	0.02	0.004	1.1	1.3	1.5	0.9
鶏の筋肉及び脂肪	0.8	0.35	6.5	4.8	6.9	4.9
鶏の肝臓	0.3	0.066	0.0	0.0	0.0	0.1
鶏の腎臓	0.05	0.025	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.05	0.03	0.1	0.0	0.1	0.0
その他の家きんの肉類	0.2	0.034	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の卵	0.1	0.041	1.7	1.3	2.0	1.5
その他の家きんの卵	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
はちみつ	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.1	0.1
計			191.8	94.9	204.4	235.4
ADI比 (%)			20.5	33.8	20.6	24.7

EDI:推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

国際基準を参照したものについては、JMPRの評価に用いられた残留試験データを用いてEDI試算をした。

茶については、浸出液 (茶葉当たりの残留濃度) における作物残留試験結果を用いてEDI試算をした。

牛、豚及び鶏については、筋肉及び脂肪の摂取量に、高い方の平均的残留濃度等を乗じてEDI試算した。

その他の陸棲哺乳類については、その他の陸棲哺乳類の肉類の摂取量に、各組織のうち最も高い平均的残留濃度を乗じてEDI試算した。

(参考)

これまでの経緯

平成30年	7月18日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：キャベツ、はくさい等）
平成31年	2月20日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和元年	10月8日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和2年	2月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和2年	9月14日	残留基準告示、初回農薬登録
令和2年	12月8日	インポートトレランス申請（ばれいしょ）
令和3年	5月19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和3年	5月25日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和3年	10月18日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和3年	10月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和4年	5月20日	残留基準告示
令和3年	5月25日	薬事・食品衛生審議会へ諮問（基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定）
令和3年	6月16日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和3年	6月22日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和3年	7月7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和3年	12月17日	残留基準告示
令和5年	1月16日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：未成熟トウモロコシ、畜産物等）
令和5年	3月8日	農林水産大臣から厚生労働大臣あてに動物用医薬品の製造販売の承認及び使用基準の設定について意見聴取（鶏）
令和5年	3月9日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和5年	10月4日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知

令和	6年	1月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和	6年	9月18日	残留基準告示
令和	6年	2月8日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼(新規：ねぎ、にら等、適用拡大：しゅんぎく、ほうれんそう等)
令和	6年11月	8日	インポートトレランス申請（ピーマン）
令和	7年	1月17日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和	7年	1月24日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会
令和	7年	3月12日	内閣総理大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和	7年	3月19日	食品安全委員会委員長から内閣総理大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和	7年	5月7日	食品衛生基準審議会から答申
令和	7年	9月8日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和	7年	9月17日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○折戸	謙介	学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部教授
加藤	くみ子	北里大学薬学部教授
近藤	麻子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
須恵	雅之	東京農業大学応用生物科学部教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
田口	貴章	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
◎堤	智昭	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
中島	美紀	金沢大学ナノ生命科学研究所（薬学系兼任）教授
野田	隆志	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問

（◎：部会長、○：部会長代理）

答申（案）

ブロフラニリドについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

ブロフラニリド

今回残留基準を設定する「ブロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、ブロフラニリドとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bは、ブロフラニリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.001
大麦	0.001
ライ麦	0.001
とうもろこし	0.01
そば	0.001
その他の穀類 ^{注1)}	0.001
大豆	0.07
小豆類 ^{注2)}	0.07
えんどう	0.07
そら豆	0.07
らっかせい	0.07
その他の豆類 ^{注3)}	0.07
ばれいしょ	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いものをいう。）	0.04
こんにゃくいも	0.04
その他のいも類 ^{注4)}	0.04
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9
かぶ類の根	0.04
かぶ類の葉	6
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	0.7
ケール	10
こまつな	6
きょうな	5
チンゲンサイ	10

食品名	残留基準値 ppm
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10
チコリ	15
エンダイブ	15
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注6)}	15
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	4
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.05
ピーマン	0.4
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.04
ほうれんそう	15
しょうが	0.04
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.8
その他の野菜 ^{注9)}	1
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.4
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	0.4
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	1
おうとう（チェリーを含む。）	1
ぶどう	3
かき	0.3
マンゴー	0.3
その他のオイルシード ^{注11)} （オオバコの種子、 チアの種子（チアシード）及びプランタゴ・オ バタの種子に限る。）	0.001
茶	30

食品名	残留基準値 ppm
コーヒー豆	0.01
その他のスパイス ^{注12)}	6
その他のハーブ ^{注13)}	10
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.03
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 ^{注15)}	0.03
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.03
はちみつ	0.05

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注12) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注14) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注15) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注16) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。